第八条第一項	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
第十二条第一項の規定による報告の際に併せて届け出ることができる	第二十条の規定により読み替えて適用する第十二条第一項の規定による報告の際に併せて通知することができる
第八条第二項	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第二項の規定により準用する同条第一項」と	「第十二条第一項の規定による報告の際に併せて届け出ることができる」とあるのは「第二十条の規定により読み替えて適用する第十二条第二項の規定により準用する同条第一項の規定による報告の際に併せて通知することができる」と
（略）	（略）
第十四条第一項第四号	（略）
第十四条第一項第五号	（略）
第十四条第一項第六号	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

第八条第一項	
（略）	（略）
（略）	（略）
（新設）	（新設）
第八条第二項	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
第十四条第一項第二号	（略）
第十四条第一項第三号	（略）
第十四条第一項第四号	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設は、この省令による改正後の歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の協力型（Ⅰ）臨床研修施設及び協力型（Ⅱ）臨床研修施設とみなす。